

自動車運転の業務については、時間外労働の上限規制の適用が令和6年（2024年）3月31日まで猶予されており、猶予期間中に時間外労働削減の取組を進めることが重要。このため、令和元年度からの3年間に集中的に説明会を開催。

1 令和元年度・2年度の対応状況

- (1) 出席事業場数：元年度188事業場、2年度139事業場
- (2) 欠席事業場数：157事業場
地域別内訳（松江地区51、隠岐地区19、出雲地区51、浜田地区22、益田地区14）

2 令和3年度の対応状況

- (1) 7月7日（水）：隠岐会場【至誠館（西ノ島町）】 8事業場
- (2) 7月16日（金）：出雲会場【出雲市民会館】 15事業場
- (3) 欠席事業場数：134事業場

3 令和3年度下半期の対応方針

不参加事業場に対しては、管内の労働基準監督署の労働時間相談・支援班による相談支援等により、順次個別に対応する予定。

なお、相談支援等を行う際は、説明会資料を用いて事業主に対して説明する予定。